

# 五木村公共施設等総合管理計画

平成 29 年 3 月



## 目 次

第1章 本計画の概要	2
第1節 はじめに	
第2節 本計画の位置付け	
第3節 推進体制及びフォローアップ方針	
第4節 計画期間	
第5節 対象施設	
第2章 五木村の概況	6
第1節 人口動向	
第2節 財政状況	
第3章 公共施設等の現状と課題	10
第1節 施設の現状	
第2節 将来の更新費用の見通し	
第4章 公共施設の管理に関する基本方針	13
第1節 基本的な方針	
第2節 実施方針	
用語解説	17

# 第 1 章

---

## 本計画の概要

## 第1節 はじめに

### ●公共施設等を最大限に有効活用

わが国では、過去に集中的に建設された公共施設や道路、橋りょうなどの老朽化が進み、その更新費用の増大が全国共通の喫緊の課題となっています。

それに伴い、国土交通省はインフラの戦略的な維持管理・更新等を推進するため、平成25年11月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定しました。

各地方公共団体は、地方公共団体で管理している公共施設等について、総合的かつ計画的な管理を推進するよう要請を受けたほか、平成26年4月には総務省から「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」が示されました。

本計画（公共施設等総合管理計画）では、上記の指針に則り、公共施設等を最大限に有効活用するための方針を定め、健全で持続可能な行財政運営の実現を図ります。

## 第2節 本計画の位置付け

### ●横断的な指針を提示する計画

本計画は、村の最上位計画である「五木村振興計画」を下支えする計画の一つに位置付けられます。

今後、本計画に基づき公共施設等の適正配置と維持管理、更新等を進めることで、健全で持続可能な行財政運営を推進します。

また、本計画は、各政策分野における施設面での取り組みに関して、横断的な指針を提示するものです。

### 第3節 推進体制及びフォローアップ方針

#### ●モノ・ヒト・カネを連動させ、未来を見据えた公共サービスを実現

村が保有する公共施設等は、現在、各施設の管理担当課が所管しています。

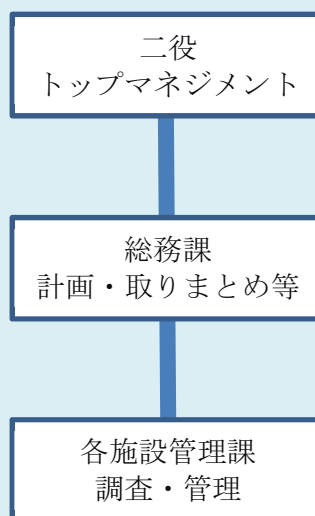
今後は公共施設等（モノ）の管理・運営を、本計画に基づき適切に実施するとともに、人材育成・組織改革（ヒト）や、今後導入される新地方公会計制度（カネ）と連動させていきます。

このことで、全庁的な取組みを推進し、未来を見据えた最適な公共サービスの提供を目指します。



本計画については、各施設管理課においてその進行管理を行い、歳入歳出額の変動時や、更新費用資産条件の変更時などに、適宜見直しを行います。

また、各部門に散在する公共施設等の新設工事及び維持管理に伴う修繕工事等の関連データを、一元的に管理する体制の構築を目指します。



### 第4節 計画期間

#### ●平成29年度から平成38年度までの10年間

本計画の期間は、平成29年度から平成38年度までの10年間とします。

計画内容は事業の進捗状況等に応じて、計画期間中においても適宜見直しを行うものとします。

## 第5節 対象施設

本計画では、公共施設等を公共施設（ハコモノ）とインフラ施設の2つに分類します。

さらに、公共施設は用途別に大分類12・中分類16、インフラ施設は大分類5中分類・6種類に分類します。

図表 1-1 対象施設の用途別分類

区分	大分類		中分類	
公共施設	1	文化系施設	1	集会施設
	2	社会教育系施設	2	社会教育施設
	3	スポーツ・レクリエーション施設	3	スポーツ施設
			4	レクリエーション施設・観光施設
	4	産業系施設	5	産業系施設
	5	学校教育系施設	6	学校
	6	子育て支援施設	7	保育所
	7	保健・福祉施設	8	保健施設
			9	高齢者福祉施設
	8	公園	10	公園
	9	行政系施設	11	庁舎等
			12	消防施設
13			その他行政系施設	
10	公営住宅	14	公営住宅	
11	医療施設	15	医療施設	
12	その他	16	その他	
インフラ施設	1	道路	1	村道
	2	橋りょう	2	橋りょう
	3	上水道施設	3	上水道施設
	4	下水道施設	4	下水道施設
	5	情報通信施設	5	光伝送路
6			携帯基地局	

※固定資産台帳データ（H27 決算値）

## 第2章

---

# 五木村の概況



## 第1節 人口動態

### ●1940年（昭和15年）をピークに減少

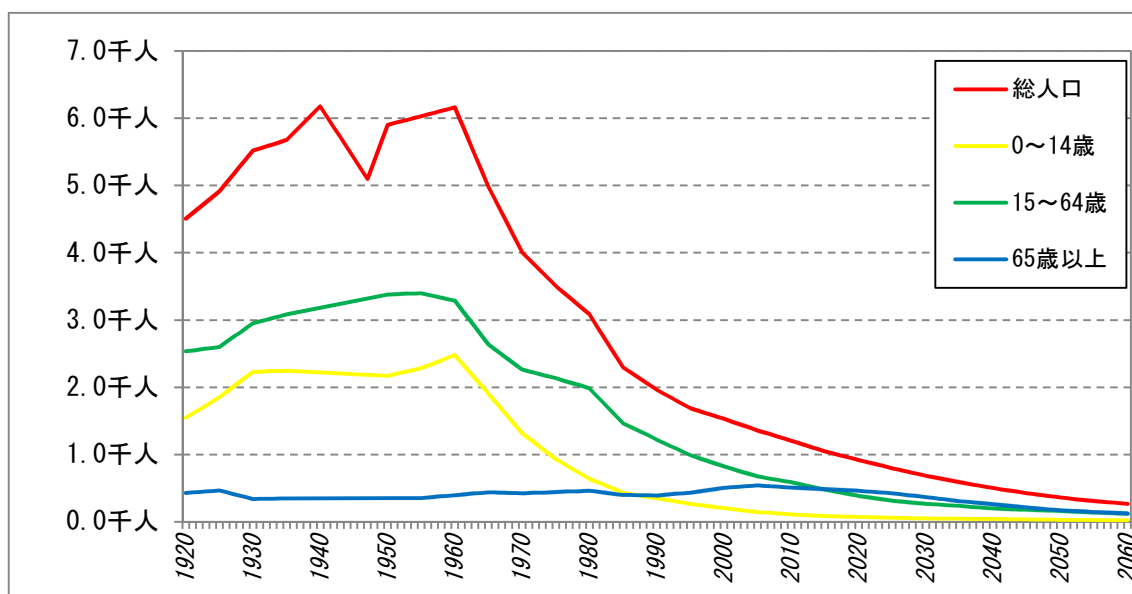
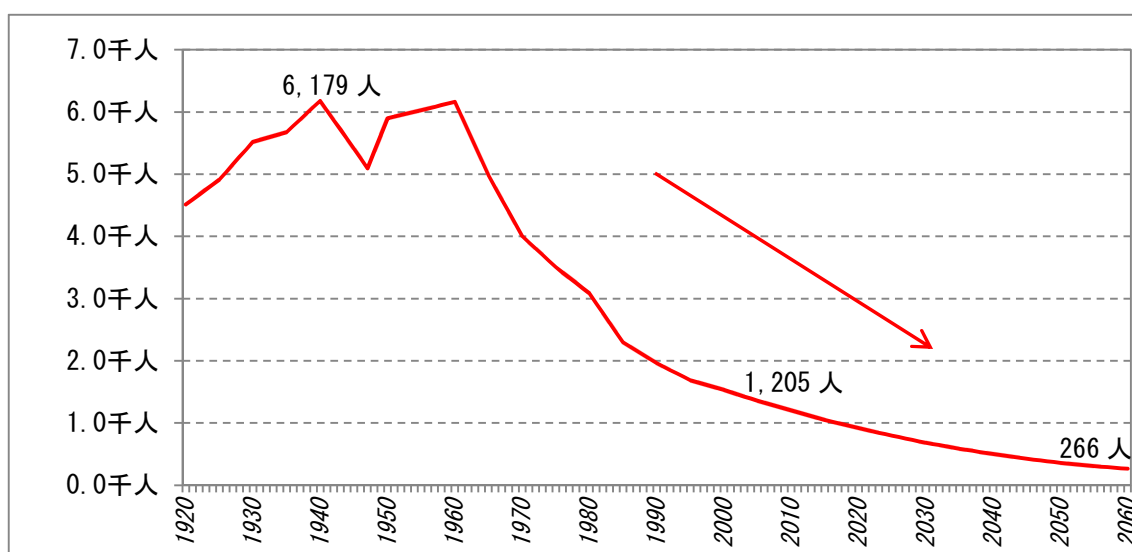
### ●急激に進む少子高齢化

本村の人口は、1940年（昭和15年）の6,179人をピークに、1965年（昭和40年）以降は減少傾向にあります。2010年（平成22年）には1,205人となり、ピーク時の2割弱に減少しています。

2015年（平成27年）以降は、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、2060年（平成72年）には266人にまで減少する見込みとなっています。

なお、高齢化率は、県内で最も高い46.1%（平成26年）となっています。

図表 2-1 年齢3区分別人口推移



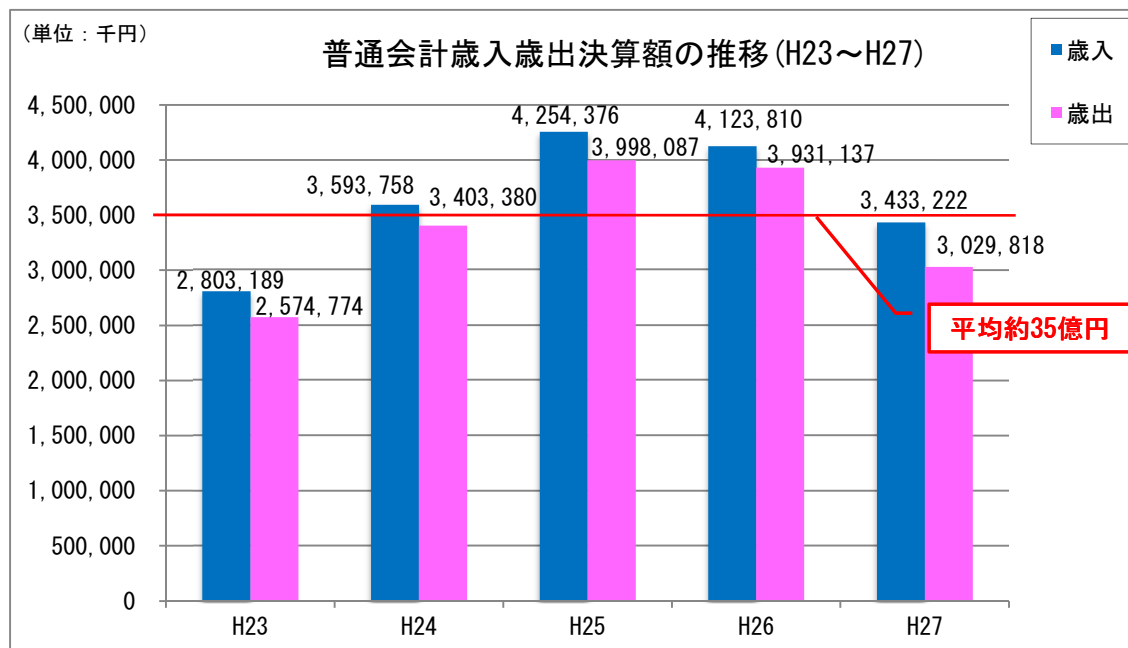
※五木村人口ビジョン

## 第2節 財政状況

### [普通会計 歳入歳出決算額の推移]

#### ●歳入歳出総額は約35億円前後で推移（5カ年平均）

図表 2-2 普通会計歳入歳出決算額の推移



普通会計歳入歳出決算総額の推移を見ると、5カ年平均で約35億円となり、平成25年度をピークに減少に転じています。

近年は、全国の類似団体よりも高水準で推移しており、県の五木村振興交付金や国の社会資本整備総合交付金等を活用しながら、村の将来像を見据え積極的に振興事業等を進めてきたことが分かります。

## [投資的経費]

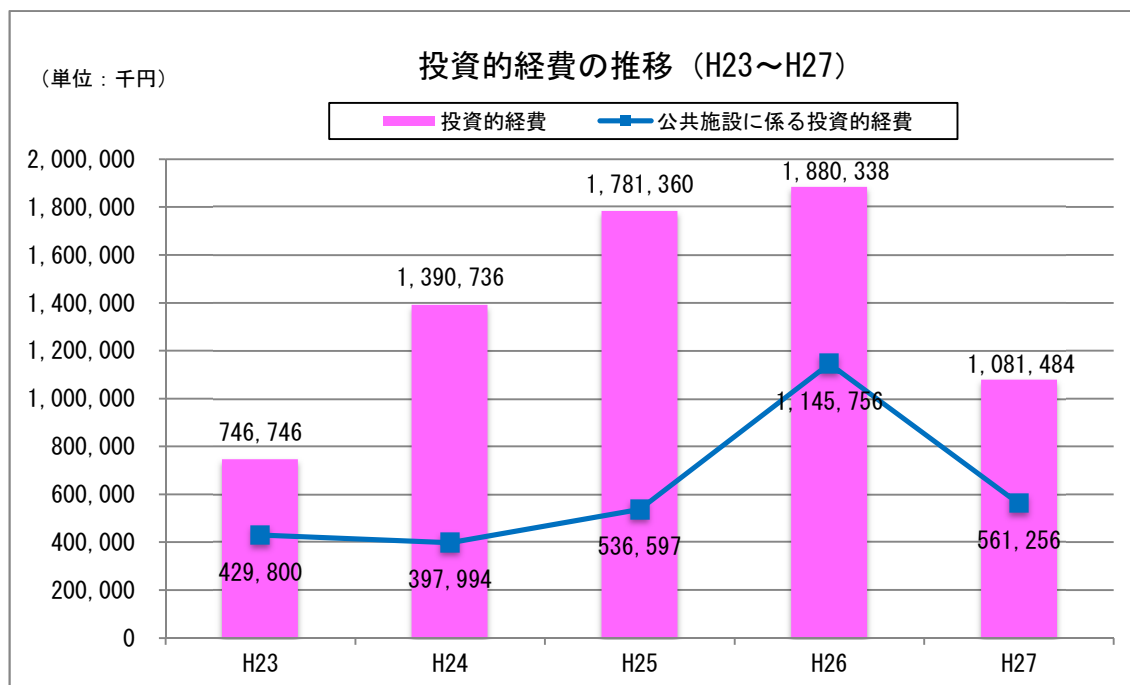
### ●投資的経費の約52%を占める公共施設整備費

投資的経費とは、道路・橋りょう、公園整備など、支出の効果が資本形成に向けられ、施設等がストックとして将来に残るものに支出される経費を指し、普通建設事業費や災害復旧事業費などが該当します。

過去5年間の推移を見ると、平成26年度の約18億8千万円が最大で、5カ年平均では約13億7千万円となります。

平成27年度の投資的経費の内訳を見ると、公共施設整備費は51.9%と、全体の約半分を占めていたことが分かります。

図表 2-3 投資的経費の推移



## 第 3 章

---

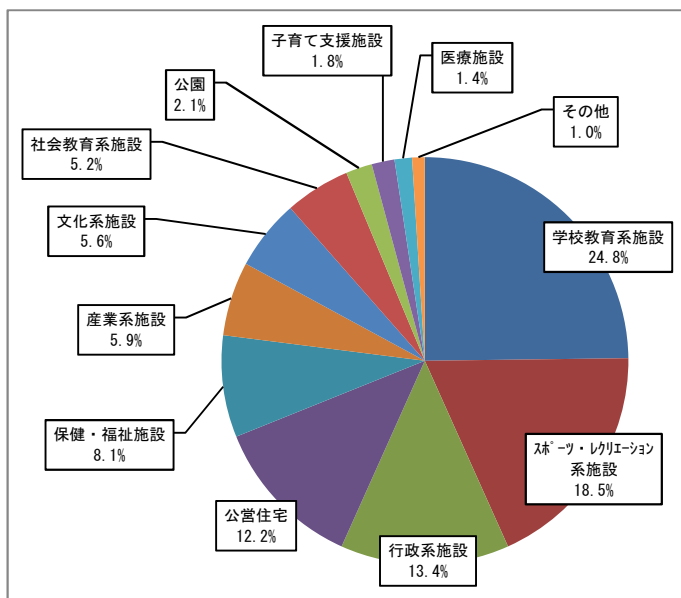
# 公共施設等の現状と課題

—公共施設等の数量把握、課題の整理—

## 第1節 施設の現状

- 学校教育施設の延床面積が最も多い
- 2000年代に入って整備が集中

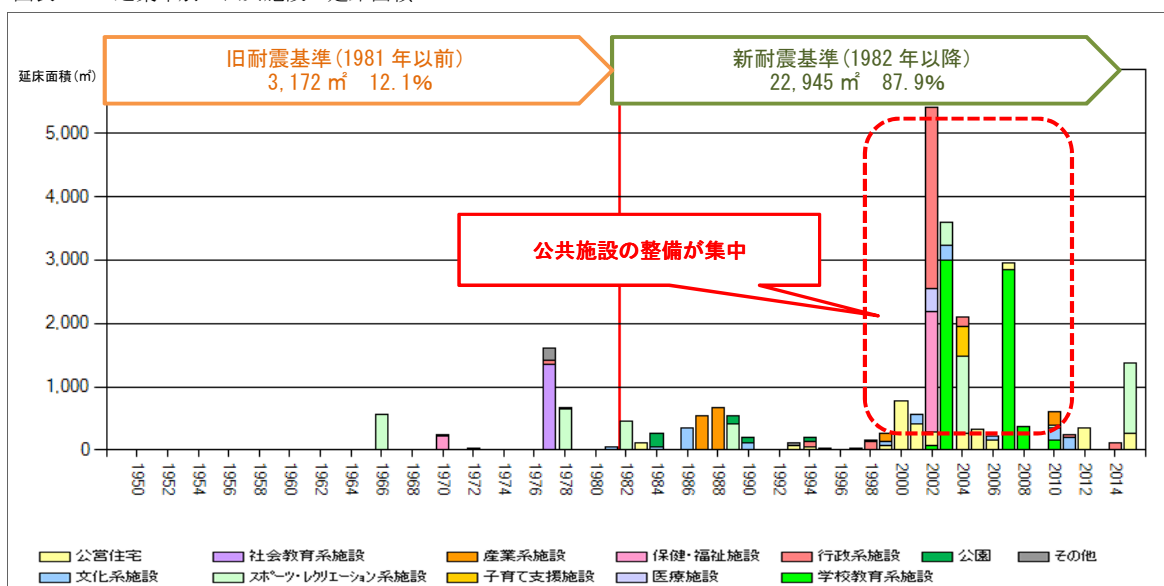
図表 3-1 公共施設の延床面積割合



公共施設の建築年別の面積を見ると、2000年代に入ってから約10年間に整備が集中していることがわかります。

施設の分類では、学校教育施設が最も多くなっており、次いでスポーツ・レクリエーション施設・観光施設が多くなっています。

図表 3-2 建築年別の公共施設の延床面積



※ (一財) 地域総合整備財団 公共施設等更新費用推計ソフト Ver. 2.10

図表 3-3 インフラ施設の保有状況

道路	橋りょう	簡易水道施設	農業集落排水施設	情報通信施設
○実延長：136,153m ○道路部面積： 748,854㎡	○延長：2,399.8m ○面積： 11,609.58㎡	○管延長：17,089m (導水管、送水管、配水管) ○浄水場：3箇所 ○配水池：3箇所	○下水道管：3km ○終末処理場：1箇所 ○ポンプ場：8箇所	○光伝送路：132km ○携帯基地局：25箇所

## 第2節 将来の更新費用の見通し

### [公共施設等（ハコモノ＋インフラ）]

#### ●今後40年間で209億6千万円と推計される公共施設等の更新費用

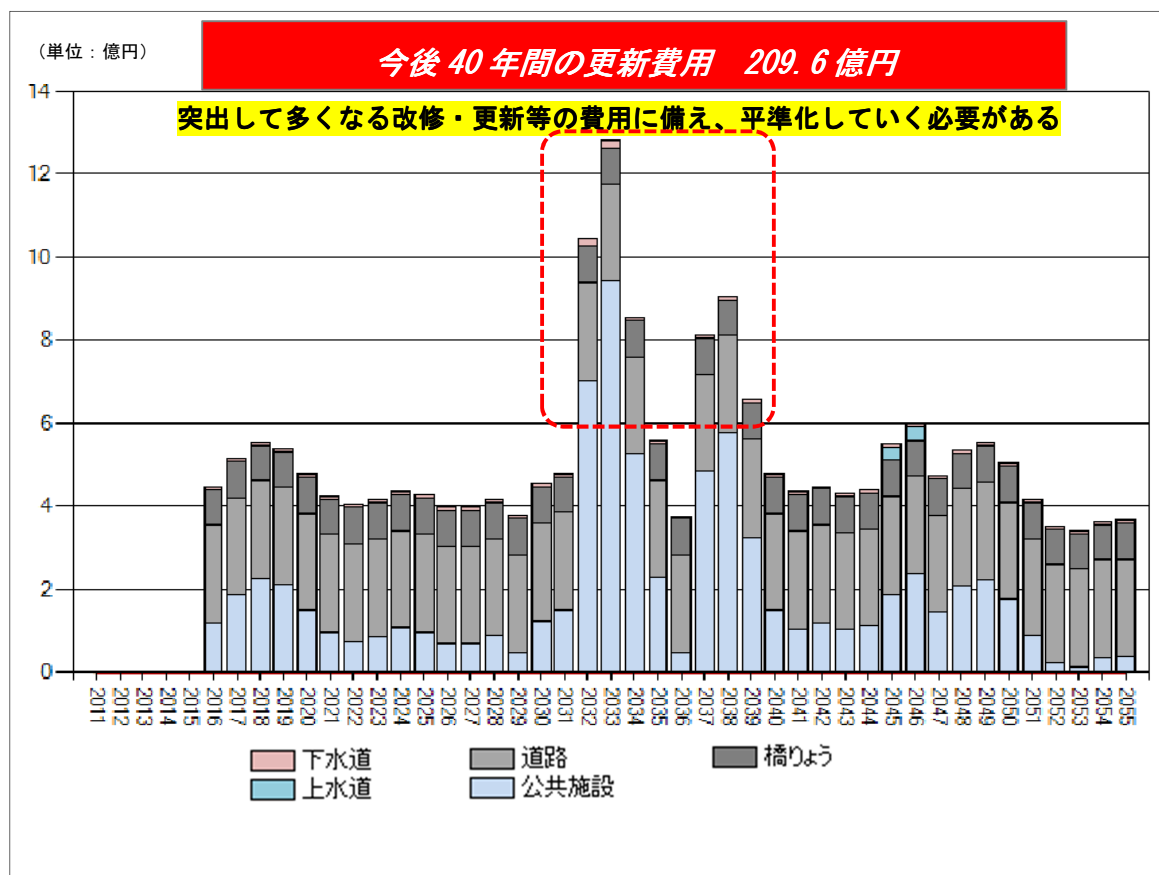
公共施設及びインフラ施設の更新費用を推計した結果、今後40年間に必要な更新費用の総額は209億6千万円にのぼることが分かりました。 一年当たり5億2千万円となります。

しかしながら、過去5年間における投資的経費の平均が年間約13.7億円である中、更新費用として確保できる財源には限りがあります。現在、村の再建に向けて積極的に取り組んでいる施設の整備等を、このまま継続していった場合、村の財政を圧迫し、他の行政サービスにも影響を及ぼす可能性があります。

また、約15年後の2032年～39年度に見られるように、改修・更新等の費用が突出して多くなる年があります。

このような状況を回避するには、改修・更新等にかかる費用全体を抑えるとともに、平準化させることが必要であり、今後は、中長期的な視点を持って計画的な公共施設等の再配置・更新等に取り組む必要があります。

図表3-4 公共施設＋インフラ施設の更新費用推計



※一財) 地域総合整備財団 公共施設等更新費用推計ソフト Ver. 2.10

## 第4章

---

# 公共施設の管理に関する 基本方針

## 第1節 基本的な方針

### 〔公共施設〕

- 新規建設時には、適正な用途・量を検討する
- 既存の公共施設を最大限に有効活用する
- 安全・安心かつ、長期的に公共施設を活用できるよう取り組む

今後、新規建設時には、少子高齢化などに起因する人口構造の変化等、社会環境の変化も視野に入れ、適正な用途・量の検討を進めます。その際には、複合化<sup>\*1</sup>や集約化<sup>\*2</sup>も検討し、施設保有量の適正化を図ります。

既存の公共施設については、利用需要の変化に応えるとともに住民サービスの充実やコスト削減を図るなど、最大限に有効活用します。

また、安全・安心かつ長期的に公共施設を活用できるよう、可能な限り長寿命化を図るとともに、計画的、効率的な改修・更新に取り組めます。

### 〔インフラ施設〕

- 新規建設や改修、更新は平準的に実施する
- ライフサイクルコスト<sup>\*3</sup>の縮減に取り組む
- 安全・安心に、長期的にインフラ施設を活用できるよう取り組む

道路や橋りょう、水道管、下水道管といった、種別ごとの整備状況や老朽化度合いを調査し、優先順位を検討したうえで新規建設や改修・更新を平準的に実施します。

既存のインフラ施設については、機能を維持・向上させつつ、改修・更新コスト及び維持管理費の縮減に取り組めます。

また、安全・安心かつ長期的にインフラ施設を活用できるよう、可能な限り長寿命化を図るとともに、計画的、効率的な改修・更新に取り組めます。



## 第2節 実施方針

### ◇点検・診断等の実施方針

公共施設等の適正な維持管理を図るために、定期的な点検等を行います。

また、長期保全計画の策定に当たっては、劣化診断を実施し経年による劣化状況や外的負荷による機能低下状況及び管理状況を把握・評価し、施設間における保全の優先度を判断していきます。

### ◇維持管理・修繕・更新等の実施方針

公共施設等の点検・診断を行うことにより、修繕等の必要な対策を適切な時期に着実かつ効率的・効果的に実施します。

また、施設分類ごとにその状態や対策履歴等の情報を記録し、今後の点検・診断・予防保全等に活用していきます。

### ◇安全確保の実施方針

公共施設等の安全確保は、利用者の安全確保や、資産・情報の保全を行うために必要となります。点検・診断等により危険性が認められた施設については、安全確保のための改修等を実施します。

また、高度な危険性が認められた公共施設等や、老朽化等により今後も利用する見込みのない公共施設等については、安全対策や除却等を進めていきます。

### ◇耐震化の実施方針

「五木村建築物耐震改修促進計画」に基づき、耐震診断や耐震改修を進めます。

### ◇長寿命化の実施方針

公共施設等については、予防保全を行うことで長期使用を図ります。

また、既に長寿命化計画を策定している公共施設等は、計画に基づき維持管理や修繕、更新等を行うこととし、ライフサイクルコストの削減を図ります。

## ◇住民との情報共有の実施方針

公共施設等総合管理計画の推進に当たっては、公共施設等を日々利用している住民の皆様、問題意識や情報の共有が不可欠です。

今後、公共施設等のあり方について、住民の皆様と幅広い議論を進め、公共施設等に関する情報について、村のホームページや各種広報媒体等を通してお知らせしていきます。

## ◇PPP/PFI※<sup>4</sup>活用の実施方針

PPP（官民連携による事業形態）や PFI（民間資金を取り入れた公共事業）など、民間の資金や活力を活用し、公共施設等の機能を維持・向上させながら、維持管理コスト等の縮減を検討します。

## ◇統合や廃止の推進方針

施設の安全性や利用率等によって施設を診断し、「継続使用」や「改善使用」「用途廃止」「施設廃止等」の4つの段階に評価します。診断結果は、施設の統合及び用途廃止に当たっての判断材料とします。

なお、公共施設等の統廃合や廃止の際は、住民サービスの水準低下が伴います。これを最小限にするために、公共施設のコンパクト化についても、住民や議会等と協議しながら検討を進めていきます。

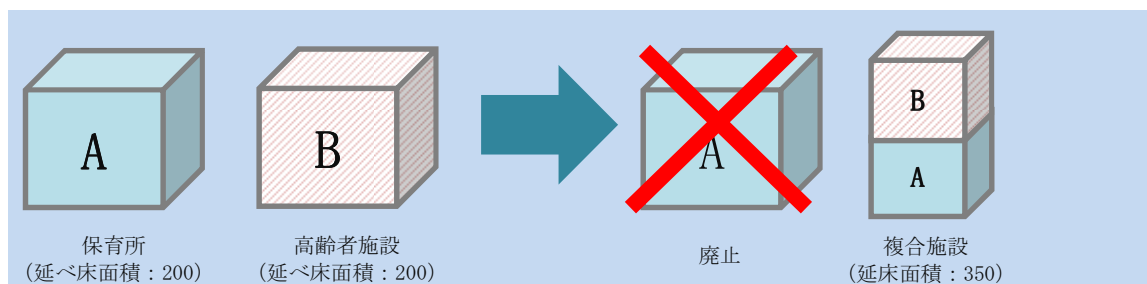
図表 4-1 診断結果と取組の方向性

ph	住民サービス水準の変化	行政サービス・施設サービスの考え方	コンパクト化の施策
1	・初動的取り組み	・住民サービスの現状の水準を維持	・運営の効率化
2	・一定の住民負担を前提としながら住民サービス水準の低下を招かない取り組み	・行政サービス・施設サービスの質の改善を目指した取り組み	・集約化・複合化・統廃合 * 第1段階のコンパクト化
3	・財政収支見通しに応じた住民サービス水準の低下を伴う取り組み	・行政サービス・施設サービスの見直しにより、住民サービスの低下も想定 * 住民理解と合意形成が必要	・使用制限・使用料金見直し（受益者負担） ・減築、廃止 * 第2段階のコンパクト化
4	・地方団体が果たすべき公共施設管理の役割を明確化する取り組み	・民間主体による公共施設管理	・公共施設等管理運営の民営化 * 第3段階のコンパクト化

## 用語解説

### ※1) 複合化

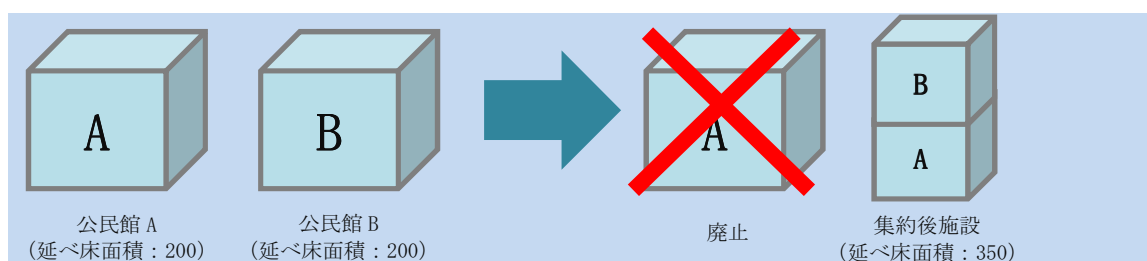
既存の異なる種類の公共施設を統合し、従前の機能を有した施設を整備すること。



総務省 公共施設等総合管理計画の策定推進(<http://www.mlit.go.jp/common/001083362.pdf>)

### ※2) 集約化

既存の同種の公共施設を統合し、一体の施設として整備すること。



総務省 公共施設等総合管理計画の策定推進(<http://www.mlit.go.jp/common/001083362.pdf>)

### ※3) PPP(Public Private Partnership)/PFI(Private Finance Initiative)

PPP・・・公共施設等の建設や維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことで、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るもの。

内閣府 PPP/PFI 推進アクションプラン (<http://www8.cao.go.jp/pfi/actionplan/pdf/actionplan1.pdf>)

PFI・・・公共施設等の建設や維持管理、運営等を、民間の資金や経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

内閣府 PPP/PFI とは ([http://www8.cao.go.jp/pfi/pfi\\_jouhou/aboutpfi/aboutpfi\\_index.html](http://www8.cao.go.jp/pfi/pfi_jouhou/aboutpfi/aboutpfi_index.html))

### ※4) ライフサイクルコスト

製品や構造物等の企画・設計から解体・廃棄されるまでにかかるコストのこと。建設費や運用費、一般管理費、保全費、改修費、更新費を含む。



〒868-0201

熊本県球磨郡五木村甲 2672-7

TEL 0966-37-2211

FAX 0966-37-2215

mail [info@vill.itsuki.lg.jp](mailto:info@vill.itsuki.lg.jp)